

## [事案 2019-2] 入院給付金支払請求

・令和元年9月20日 裁定終了

### <事案の概要>

入院給付金を請求したところ、以前に支払われた入院給付金の返還を求められたこと等を不服として、各入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

入院給付金を請求したところ、以前の入院について過大に入院給付金を支払っていたとして、今回支払われるべき入院給付金額を控除した残額の返還を求められたが、以下の理由により、平成14年4月に契約した利率変動型積立終身保険の医療特約等にもとづき、以前の入院について給付金が過大に支払われていないことを確認し、今回の入院給付金を支払ってほしい。

- (1)各入院は同一の疾患によるものではなく、それぞれ新たな入院である。
- (2)各入院中の外泊は、医師の指示のもと行っているため、それぞれ約款に定める入院に該当し、また、約款には外泊は不支払いになるとの記載はない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1)各入院は、うつ病の治療を主たる目的とした入院であるから、同一の疾病による治療を直接の目的とした継続した「1回の入院」である。
- (2)各入院において、治療上外泊が必要となる理由は見出せないため、少なくとも外泊については約款に定める「入院」に該当しない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院中の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考にするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、各入院について約款に定める「入院」（医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、常に医師の管理下において治療に専念すること）に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。